

パワハラ対策義務化に対応！ 従業員のための ハラスメント

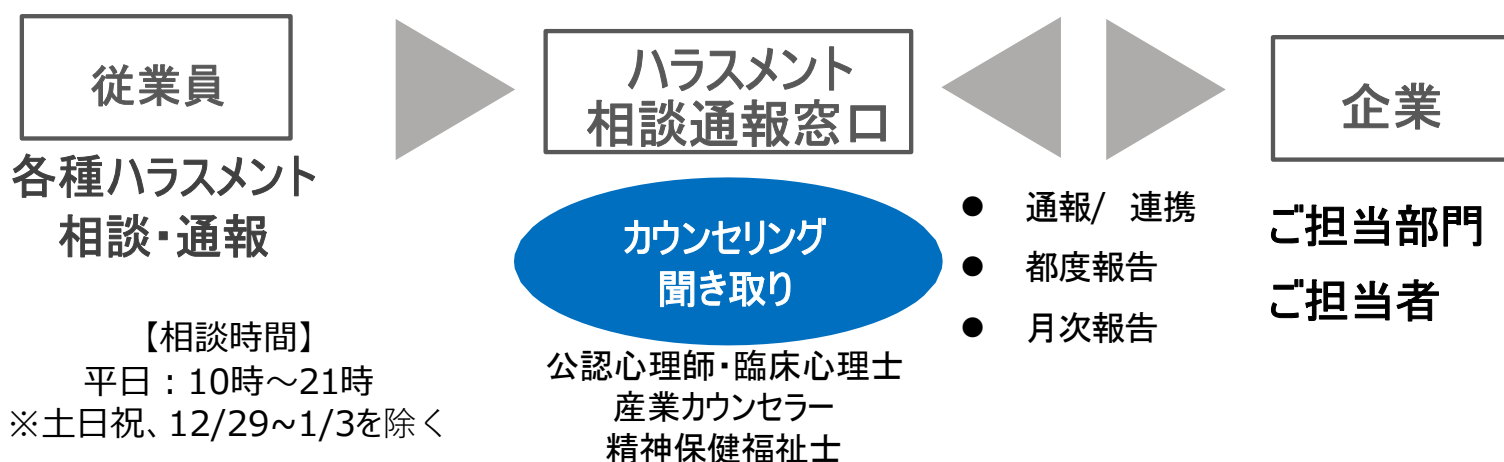
相談窓口

【事業主が雇用管理上、講ずべき措置】

★2022年より中小企業も、以下の措置が法令義務となりました

- (1) 職場のハラスメントは許さないという方針表明と 周知・啓発
- (2) **相談体制の整備**
- (3) ハラスメントの事後の迅速かつ適切な対応
- (4) 合わせて講ずべき措置＞プライバシーの保護&不利益な取扱いの禁止

当事務所のハラスメント相談・通報窓口概略



ハラスメント相談・通報窓口概要

1. 従業員向け相談窓口(相談・通報対応)
・相談は匿名可能、通報はお名前必須となります。
2. 月間報告、通報の都度報告を行います。

ハラスメント相談・通報窓口詳細

1. 心理の専門家(カウンセラー)が直接対応します。
2. 相談者の心理に寄り添ったヒアリングを行います。
3. 感情の鎮静化やスムーズな状況の整理を行います。
4. 通報の一次請けを行う事でハラスメント対応の企業ご担当者の負担を軽減します。
5. 都度報告は、原則2営業日以内にメールにて報告します。
6. 月次報告は、原則翌月5営業日以内に件数をメールにて報告します。
7. ハラスメント担当者向けの事例相談や弁護士相談はサービス内容に含まれません

－ 人事担当者様の声 －



初期のうちに通報が入り、
大事にならずに済みました



感情的な社員への対応が減り、
心理的に楽になりました



人事として本業に専念できる
時間が増えました

－ 従業員様の声 －



じっくり聴いて貰えて気持ち
がとても落ち着きました



外部窓口のため、立場関
係を気にせず相談できた



体調面のサポートもして頂き
安心できました

ハラスメント相談・通報窓口サービス内容

【標準装備】

1. 従業員のためのハラスメント相談・通報窓口(電話・メール)
2. 都度報告:原則2営業日以内にメールにて報告
3. 月次報告:原則翌月5営業日以内に件数をメールにて報告
4. 社内周知用ポスター(2パターンをPPTでご提供)
5. ハラスメント方針表明トップメッセージひな形(Word)
6. 管理職向けハラスメント対応自習用テキスト
(5.6は、厚生労働省の資料をベースとしています)

※注意事項

1. サービス範囲は「相談の一次受付窓口」「短期的な心理支援」「問題解決に向けたアドバイスを行うこと」であり、セーフティネットでは調査、判断は行いません
2. サービス範囲は上記1とし、相談者と契約先企業の仲介者としてその後の情報伝達(調査状況、処分内容等)などは行いません 例:一次通報後の企業動向を相談者へ報告する行為 など
3. ハラスメント事例相談(ハラスメント担当者向け)、弁護士相談(ハラスメント担当者向け)はサービス内容に含まれません

★月額料金 5,500円から

【お問合せ】

社会保険労務士法人 労務協会仙台
☎022-343-9158
✉srs@roumu-kyoukai.com

サービス提供元：一般社団法人ウエルフルジャパン
大阪市西区西本町1-2-14岡島ビル
運 営 会 社：株式会社セーフティネット
東京都港区新橋6-16-12
京阪神御成門ビル7階

1,2,3は、大手EAP
の老舗である株式
会社セーフティ
ネットが運営しま
す。

safetyNET